

【FdData 中間期末：中学社会公民】

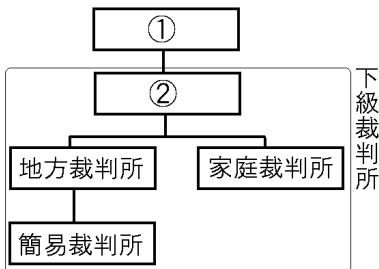
[裁判所の種類・三審制]

[◆パソコン・タブレット版へ移動](#)

[最高裁判所と下級裁判所]

[問題](2 学期中間改)

次の図を参考にして，文中の①，②にあてはまる語句をそれぞれ答えよ。

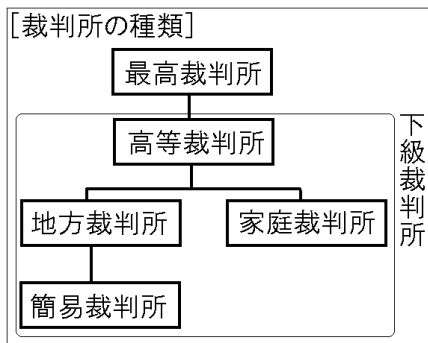


裁判所には(①)裁判所と下級裁判所がある。下級裁判所には，全国に8か所ある(②)裁判所，全国で50か所ある地方裁判所，家庭内の争いや未成年者

についての事件などを扱う家庭裁判所(全国で 50 か所), 140 万円以下の民事事件と罰金刑以下の刑事事件を扱う簡易裁判所(全国で 438 か所)の 4 種類がある。

[解答]① 最高 ② 高等

[解説]



法にもとづいて^{あらそ}争いを解決することを裁判または^{さいばん}司法^{しほう}という。憲法 76 条 1 項は, 「すべて司法権は, ^{さいこうさいばんしよ}最高裁判所及び法

律の定めるところにより設置する^{かきゅう}下級裁判所に^{ぞく}属する。」と定めている。

裁判所は、大きく、最高裁判所と下級裁判所に分けることができる。最高裁判所は 1 つである(東京都千代田区にある)。

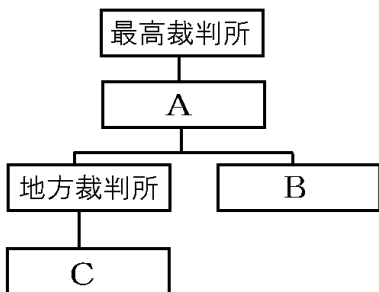
最高裁判所は 15 名の裁判官から構成されている。下級裁判所には、^{こうとう}高等裁判所(北から、札幌市・仙台市・東京都・名古屋市・大阪市・広島市・高松市・福岡市の 8 つの都市に設置)、^{ちほう}地方裁判所(各都府県に 1 つずつ、北海道は 4 つ、合計 50 か所)、^{かてい}家庭裁判所(50 か所、家庭内の争いや未成年者についての事件などを^{あつか}扱う)、^{かんい}簡易裁判所(438 か所、140 万円以下の民事事件と罰金刑以下の刑事事件を扱う)の 4 種類の裁判所がある。

※出題頻度：「最高裁判所○」「高等裁判所○」「地方裁判所○」「家庭裁判所○」「簡易裁判所○」「下級裁判所△」

(頻度記号：◎(特に出題頻度が高い)，○(出題頻度が高い)，△(ときどき出題される))

[問題](2 学期期末)

図の A～C の裁判所を次のヒントを参考に答えよ。



A 全国に 8 か所ある。

B 家庭内の争いや未成年者についての事件などを扱う裁判所。

C 140 万円以下の民事事件と罰金刑以下の刑事事件を扱う裁判所。

[解答]A 高等裁判所 B 家庭裁判所

C 簡易裁判所

[問題](前期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 最高裁判所以外の裁判所をまとめて何というか。
- (2) (1)のうち、全国に 8 か所ある裁判所の種類を答えよ。
- (3) (1)のうち、全国に 50 か所(各都府県に 1 つずつ、北海道は 4 つ)ある裁判所の種類を 2 つ答えよ。
- (4) (1)のうち、全国に 438 か所ある裁判所の種類を答えよ。

[解答](1) 下級裁判所 (2) 高等裁判所

(3) 地方裁判所, 家庭裁判所

(4) 簡易裁判所

[問題](2 学期期末)

次の文中の①～⑧に適語を入れよ。

- ・(①)裁判所：全国で 1 か所。都道府県では(②)にある。
- ・(③)裁判所：全国で 8 か所。大都市圏などにあり，北から札幌市・(④)(東北地方)・東京都・名古屋市・大阪市・広島市・(⑤)(四国地方)・福岡市の 8 都市にある。
- ・(⑥)裁判所：全国で 50 か所。多くの第一審はここで開かれる。
- ・(⑦)裁判所：(⑥)裁判所と同じ都市にある。少年事件等を扱う。
- ・(⑧)裁判所：全国に 438 か所。140 万円以下の民事事件や軽犯罪を扱う。

[解答]① 最高 ② 東京都

③ 高等 ④ 仙台市 ⑤ 高松市

⑥ 地方 ⑦ 家庭 ⑧ 簡易

[第一審の裁判所]

[問題](1 学期中間)

未成年者の刑事事件，家庭内・親族間の民事上の争いなどを扱う第一審の裁判所は(X)である。140 万円以下の民事事件，罰金刑以下の刑事事件の場合は，簡易裁判所が第一審になる。それ以外は，地方裁判所が第一審になる。文中の X に適語を入れよ。

[解答]家庭裁判所

[解説]

[第一審の裁判所]

- ① 未成年者・家族親族 → 家庭裁判所
- ② 軽微な事件 → 簡易裁判所
(罰金刑，140万円以下の民事事件)
- ③ ①，②以外 → 地方裁判所

裁判の^{だいいっしん}第一審は、^{ちほうさいばんしょ}地方裁判所、^{かてい}家庭裁判所、^{かんい}簡易裁判所のいずれかで行われる。

^{みせいねんしゃ}未成年者の刑事事件、家庭内・^{しんぞく}親族間の^{みんじ}民事上の争いは家庭裁判所が第一審になる。140 万円以下の民事事件、^{ばつぎんけい}罰金刑以下の^{けいじ}刑事事件の場合は、簡易裁判所が第一審になる。それ以外は、地方裁判所が第一審になる。

※出題頻度：この単元はときどき出題される。

[問題](2 学期中間)

次の①～③で裁判となった場合、どの裁判所で第一審の裁判が始まるか。裁判所の種類を答えよ。

- ① 17 歳の高校生 3 人が、55 歳のホームレスの男性を登呂公園で襲い、重傷を負わせたとして警察に逮捕された。
- ② 元恋人に 80 万円を貸したが、借りた覚えはないと言って返してくれない。
- ③ 高松公園で 17 歳の少年が襲われ、全治 1 か月の重傷を負った。容疑者として 55 歳のホームレスの男性 2 人が逮捕された。登呂公園の襲撃事件の報復と見られる。

[解答]① 家庭裁判所 ② 簡易裁判所
③ 地方裁判所

[解説]

① 未成年者の刑事事件なので家庭裁判所が第一審になる。

② 140 万円以下の民事事件なので簡易裁判所が第一審になる。

③ 被疑者は成人であり,罰金刑を超える事件なので地方裁判所が第一審になる。

[三審制]

[問題](2 学期期末改)

次の文章中の①，②に適語を入れよ。

地方裁判所で第一審の裁判が行われた場合，その判決に不服があれば，第二審の高等裁判所へ控訴できる。第二審の判決にも不服の場合，第三審の最高裁判所へ(①)できる。このように，1つの事件で3回まで裁判を受けることができる制度を(②)制という。(②)制の目的は慎重な裁判によって人権を守ることである。

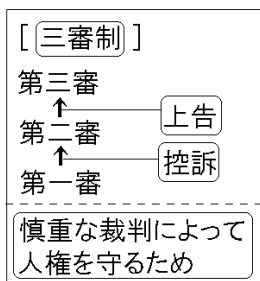
[解答]① 上告 ② 三審

[解説]

国民は、同じ事件について3回まで裁判を受けることができる。

すなわち、
だいいっしん はんけつ
第一審の判決に

ふふく
不服があれば、第二審の上級裁判所へ
こうそ
控訴することができる。さらに第二審の判決に不服のときは、第三審へ^{じょうこく}上告を行うことができる。これを^{さんしんせい}三審制という。
三審制の目的は^{しんちよう}慎重な裁判によって人権を守ることである。



第一審が地方裁判所の場合、(第一審：地方裁判所)→控訴→(第二審：高等裁判所)→上告→(第三審：最高裁判所)となる。

※出題頻度：「三審制○」「控訴◎」「上告◎」「慎重な裁判によって人権を守るため○」

[問題](2 学期中間)

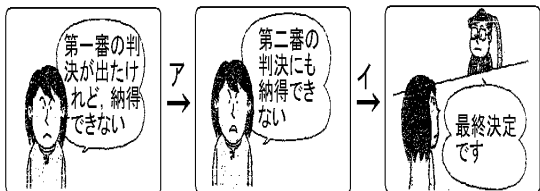
次の文章中の①～④に適語を入れよ。

第一審の判決に不服の場合に上級の裁判所に訴えることを(①)という。さらに(②)とって 3 度目の裁判を受けることもできる。このような制度を(③)という。(③)の目的は慎重な裁判によって(④)を守ることである。

[解答]① 控訴 ② 上告 ③ 三審制
④ 人権

[問題](2 学期期末)

次の図を見て、各問いに答えよ。



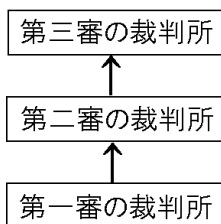
- (1) 第一審の裁判に不服な場合に行うアを何というか。
- (2) 第二審の裁判に不服な場合に行うイを何というか。
- (3) 図の場合、同じ 1 つの事件について 3 回裁判を行っている。この制度を何というか。
- (4) なぜ(3)のような制度がとられているのか。「慎重」「人権」という語句を使って簡潔に説明せよ。

[解答](1) 控訴 (2) 上告 (3) 三審制

(4) 慎重な裁判によって人権を守るため。

[問題](入試問題)

右図は、三審制のしくみについて大まかに示したものである。三審制のしくみを、「控訴」と「上告」と



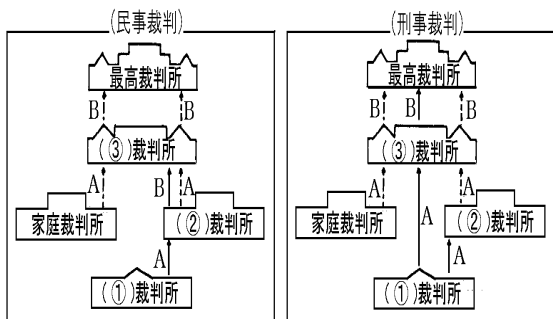
いう2つの語を用いて、簡潔に説明せよ。
(山口県)

[解答]第一審の裁判所の判決に不服があれば、第二審の裁判所に控訴し、さらに第二審の裁判所の判決に不服のときは、第三審の裁判所へ上告を行うことができる。

[裁判所の種類と三審制]

[問題](2 学期期末)

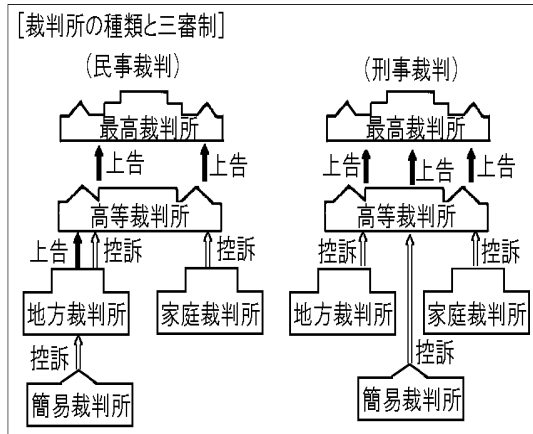
次の資料は裁判のしくみを示したものである。これを見て、各問いに答えよ。



- (1) 資料中の①～③にあてはまる語句を書け。
- (2) 裁判の判決に不服な場合に行う資料中の A, B の手続きをそれぞれ何と云うか。
- (3) 資料のように、3 回まで裁判を受けられるしくみを何と云うか。

[解答](1)① 簡易 ② 地方 ③ 高等
(2)A 控訴 B 上告 (3) 三審制

[解説]



5 つの裁判所を上のような図で表したとき、最上段に^{さいこうさいばんしょ}最高裁判所、2 段目に^{こうとう}高等裁判所、3 段目に^{ちほう}地方裁判所と^{かてい}家庭裁判所が並べて配置される。

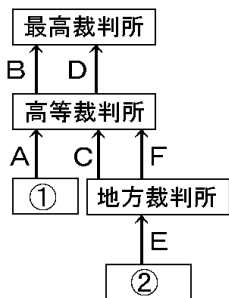
(地方裁判所と家庭裁判所は原則として各都道府県に 1 つずつ置かれる(50 か所))。最下段には^{けいび}軽微な事件を扱う^{かんい}簡易裁判所(全国で 438 か所)がくる。

^{みんじ}民事裁判で、第一審が地方裁判所か家庭裁判所の場合は、第二審は高等裁判所、第三審は最高裁判所になる。これに対し、第一審が簡易裁判所の場合、第二審は地方裁判所、第三審は高等裁判所になる。刑事裁判の場合、第二審は必ず高等裁判所、第三審は最高裁判所になる。

※出題頻度:この単元はよく出題される。

[問題](2 学期期末)

右の図の裁判のしくみを見て、次の各問いに答えよ。



- (1) 図中の①と②の裁判所の名前を書け。
- (2) 図中の A～F の矢印で、「控訴」と「上告」にあてはまるものをそれぞれすべて記号で書け。
- (3) 図のように、3 回まで裁判を受けられるしくみを何というか。

[解答](1)① 家庭裁判所 ② 簡易裁判所

(2)控訴：A, C, E 上告：B, D, F

(3) 三審制

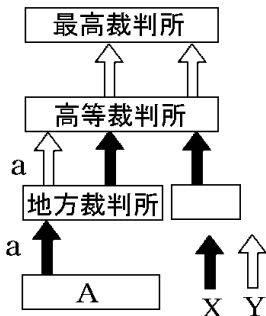
[解説]

(1) 地方裁判所と同じ段に表示されている①は家庭裁判所である。地方裁判所の下に表示されている②は簡易裁判所である。

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 右の図の a は、
民事裁判か刑事
裁判の進行を示
したものである。
どちらの裁判に
ついて示したも
のか。



- (2) 図中の A の裁判所の名を漢字で書け。
- (3) 図の矢印 X と Y は、判決に不服がある場合、上級の裁判所に裁判のやり直しを求めることを示している。矢印 X, Y をそれぞれ何というか。漢字で書け。

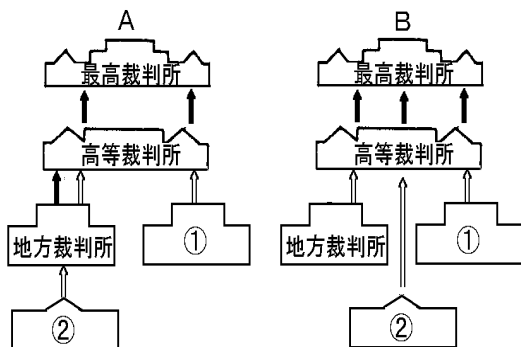
[解答](1) 民事裁判 (2) 簡易裁判所
(3)X 控訴 Y 上告

[解説]

(1) 地方裁判所の下に描かれているので、
A は簡易裁判所であるとわかる。また、
「A→(X)→地方裁判所」と図示されていることから、簡易裁判所の判決に不服で、
第二審の地方裁判所に控訴(X)していることがわかる。刑事事件であれば、第二審は必ず高等裁判所になるので、図の a は民事裁判を表していると判断できる。

[問題](2 学期中間)

次の図を見て、各問いに答えよ。



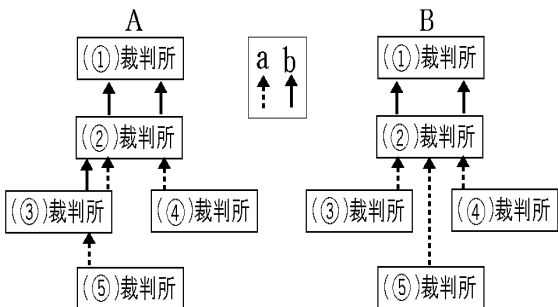
- (1) 図中の①，②にあてはまる語句を書け。
- (2) 高等裁判所は全国に何か所あるか。
- (3) 図の A，B のうち，民事裁判のしくみをあらわしている図はどちらか。
- (4) 図中の↑と⇧は上級の裁判所に不服を申し立てることを示している。それぞれ何というか。

- (5) 公正な裁判をおこなうために、原則として1つの事件について3回まで裁判を求めることができるしくみを何というか。

[解答](1)① 家庭裁判所 ② 簡易裁判所
(2) 8 か所 (3) A (4) ↑ : 上告 ⇓ : 控訴
(5) 三審制

[問題](後期中間)

次の図について、後の各問いに答えよ。



- (1) 図の A, B はそれぞれ何という種類の裁判か
- (2) 図の①～⑤にあてはまる語句を書け。
- (3) 図 a, b に適する手続きを何というか。

[解答](1)A 民事裁判 B 刑事裁判

(2)① 最高 ② 高等 ③ 地方

④ 家庭 ⑤ 簡易 (2)a 控訴 b 上告

【各ファイルへのリンク】

社会地理

[\[世界 1\]](#) [\[世界 2\]](#) [\[日本 1\]](#) [\[日本 2\]](#)

社会歴史

[\[古代\]](#) [\[中世\]](#) [\[近世\]](#) [\[近代\]](#) [\[現代\]](#)

社会公民

[\[現代社会\]](#) [\[人権\]](#) [\[三権\]](#) [\[経済\]](#)

理科 1 年

[\[光音力\]](#) [\[化学\]](#) [\[植物\]](#) [\[地学\]](#)

理科 2 年

[\[電気\]](#) [\[化学\]](#) [\[動物\]](#) [\[天気\]](#)

理科 3 年

[\[運動\]](#) [\[化学\]](#) [\[生殖\]](#) [\[天体\]](#) [\[環境\]](#)

【FdData 中間期末製品版のご案内】

このPDF ファイルは、FdData 中間期末をPDF 形式(スマホ用)に変換したサンプルです。製品版のFdData 中間期末はWindows パソコン用のマイクロソフトWord(Office)の文書ファイル(A4 版)で、印刷・編集を自由に行うことができます。

◆FdData 中間期末の特徴

中間期末試験で成績を上げる秘訣は過去問を数多く解くことです。FdData 中間期末は、実際に全国の中学校で出題された試験問題をワープロデータ(Word 文書)にした過去問集です。各教科(社会・理科・数学)約1800～2100 ページと豊富な問題を収録しているため、出題傾向の90%以上を網羅しております。

FdData 中間期末を購入いただいたお客様からは、「市販の問題集とは比べものにならない質の高さですね。子どもが受け

た今回の期末試験では、ほとんど同じような問題が出て今までにないような成績をとることができました。」「製品の質の高さと豊富な問題量に感謝します。試験対策として、塾の生徒に FdData の膨大な問題を解かせたところ、成績が大幅に伸び過去最高の得点を取れました。」などの感想をいただいております。

◆サンプル版と製品版の違い

ホームページ上に掲載しておりますサンプルは、製品の全内容を掲載しており、どなたでも自由に閲覧できます。問題を「目で解く」だけでもある程度の効果をあげることができます。しかし、FdData 中間期末がその本来の力を発揮するのは印刷ができる製品版においてです。印刷した問題を、鉛筆を使って一問一問解き進むことで、大きな学習効果を得ることができます。さらに、製品版は、すぐ印

刷して使える「問題解答分離形式」、編集に適した「問題解答一体形式」、暗記分野で効果を発揮する「一問一答形式」(理科と社会)の3形式を含んでいますので、目的に応じて活用することができます。

[FdData 中間期末の特徴\(QandA 方式\)](#)

◆FdData 中間期末製品版の価格

社会地理, 歴史, 公民 : 各 7,800 円

理科 1 年, 2 年, 3 年 : 各 7,800 円

数学 1 年, 2 年, 3 年 : 各 7,800 円

ご注文は電話, メールで承っております。

[FdData 中間期末\(製品版\)の注文方法](#)

※パソコン版ホームページは, Google
などで「fddata」で検索できます。

※Amazon でも販売しております。

(「amazon fddata」で検索)

【Fd 教材開発】 電話 : 092-811-0960

メール : info2@fdtext.com